

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年5月1日～令和5年4月30日までの2年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 令和3年5月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和3年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

### <対策>

- 令和3年5月～ 研修内容の検討
- 令和3年6月～ 労働者向け研修の実施（以後1年に1回定期的に実施する）